

補助金及び委託料検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会情勢の変化に対応した行財政制度を確立するため、補助金及び委託料検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、補助金及び委託料に係る次の事務とする。

- (1) 制度及び運用についての調査
- (2) 整理及び合理化のための基準策定
- (3) 個別事案の評価に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、次の職にある者をもって組織する。

- (1) 財務部長
- (2) 人事課長
- (3) 財政課長
- (4) 調達課長(委託料に係る検討に限る。)
- (5) 政策法務課長
- (6) 市民協働・地域政策課長(補助金に係る検討に限る。)

2 検討委員会には会長を置き、会長は財務部長とする。

3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 検討委員会には副会長を置き、副会長は財政課長とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 会議において必要と認めるときは、会員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、財務部財政課が行う。

2 委託料(外郭団体に係るものを除く)に係る庶務は、財務部調達課が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成15年4月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。